

産業財産権等の取扱いについての基本指針

2026 年 8 月 3 日制定

一般社団法人 xIPF コンソーシアム
理事会

一般社団法人 xIPF コンソーシアム（以下「当法人」という。）において制定するいかなる標準、規則又は規定（その名称の如何を問わない。以下あわせて「xIPF コンソーシアム規定」という。）は、超分散コンピューティング環境により、AI やデータスペース等が協調し、相互に価値を高め合う豊かな社会を実現することを目的として、公正かつ透明な手続により作成されるものである。

この産業財産権等の取扱いについての基本方針（以下「本基本指針」という。）は、xIPF コンソーシアム規定の全部または一部を実施する上で必須の産業財産権等（産業財産権等とは特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、出願中のものを含む。必須の要件は「産業財産権等の取扱いについての運用細則」にて定義。以下同じ。）の取扱いを定めるものである。

1. 産業財産権等の取扱い

当法人は、xIPF コンソーシアム規定の原案の内容の全部又は一部を実施するうえで必須となる産業財産権等の所有者（以下「権利所有者」という。）が、次の(1)又は(2)の取扱いを行うことを選択するときは、当該 xIPF コンソーシアム規定の原案を制定・改定の対象とすることができる。

- (1) 当該権利所有者は、当該 xIPF コンソーシアム規定を実施する者に対し、当該 xIPF コンソーシアム規定を実施する範囲において、公正、合理的、非差別的な条件かつ無償で当該産業財産権等の実施を許諾する。
- (2) 当該権利所有者は、当該 xIPF コンソーシアム規定を実施する者に対し、当該 xIPF コンソーシアム規定を実施する範囲において、公正、合理的かつ非差別的な条件で当該産業財産権等の実施を許諾する。

ただし、i)何らかの xIPF コンソーシアム規定の内容の全部又は一部を実施するうえで必須の産業財産権等を所有し当該 xIPF コンソーシアム規定を実施する他の者が、本項本文の権利所有者の選択する産業財産権等の取扱いとは対等でない産業財産権等の取扱いを当該権利所有者に対して主張した場合又は ii)他の者が自己の産業財産権等に基づき当該権利所

有者に対し訴訟等を提起した場合は、当該権利所有者は i) 又は ii) に該当する他の者を上記の(1)又は(2)の対象から除外することができる。また、他の者が、当該権利所有者の所有する必須の産業財産権等に対し、有効性に関する訴訟等を提起した場合、当該権利者は当該他の者を上記の(1)又は(2)の対象から除外することができる。

2. 責任範囲

当法人は、xIPF コンソーシアム規定の内容の全部又は一部を実施するうえで産業財産権等が必須であるか否かについて確認する責任はなく、また、xIPF コンソーシアム規定を実施するうえで必須の産業財産権等に係る一切の紛争に対して責任を負わない。

3. その他の産業財産権等の取扱い

当法人において共同研究を実施する場合その他必要があるときは、産業財産権等の取扱いについて理事会で別途定める。

4. 運用細則

本基本指針の細目事項については「産業財産権等の取扱いについての運用細則」として理事会で定める。